

釧路市建設工事優良施工業者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市発注の建設工事を優良な成績で完成した施工業者を表彰することにより、建設工事施工技術の向上に資することを目的とする。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象請負業者（以下「対象業者」という。）は、釧路市請負工事成績評定要綱（以下「評定要綱」という。）第2条に規定する工事成績評定を受けた業者とする。

2 各年度の表彰は、当該表彰年度の前年度に前項の工事成績評定を受けた工事を対象とする。

(表彰基準)

第3条 表彰基準は、評定要綱第8条に規定しているところによる。ただし、前条第2項に規定する工事の中で、評定要綱別記2に規定するDランク以下の工事成績評定を受けたことがある場合、その評定を受けた業者は、表彰の対象から除外する。

(欠格事項)

第4条 対象業者が、工事成績評定を受けた翌日から表彰日の前日までの間に次の各号のいずれかに該当するときは、当該表彰を取り消すものとする。

(1) 釧路市建設工事等指名停止取扱要綱別表第1及び第2の規定により、指名停止の措置を受け、又は受けることが明らかになったとき。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条、第29条又は第29条の2の規定による監督処分を受け、又は処分を受けることが明らかになったとき。

(審査手続)

第5条 契約担当課は、第2条に規定する対象工事を抽出し、釧路市建設協議会運営要綱第2条第4号に規定する賞罰審査部会に審査資料を提出するものとする。

2 前項に規定する賞罰審査部会は、工事成績評定のほか、契約金額・工事難易度等を考慮して審査にあたるものとする。

(表彰対象部門)

第6条 表彰対象部門は、次のとおりとする。

(1) 土木A部門

- (2) 土木B部門
- (3) 土木C部門
- (4) 建築A部門
- (5) 建築B部門
- (6) 建築C部門
- (7) 舗装部門
- (8) 電気設備部門
- (9) 管設備部門
- (10) 水道設備部門
- (11) 機械設備部門
- (12) 塗装部門
- (13) 造園部門
- (14) 乙型JV部門

(表彰者の決定)

第7条 表彰者の決定は、第5条に規定する賞罰審査部会において、審議の上、決定する。

2 前項に規定する表彰者は、前条に規定する各部門1社（JVを含む。）とする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、年1回とし、工事成績評定を受けた年度の翌年度に行う。

(表彰者の飛び級)

第10条 第7条の表彰者については、表彰を受けた工種において、直近の釧路市建設工事競争入札参加資格審査により格付けされた等級の1等級上位に格付けすること（以下「飛び級」という。）ができるものとする。

2 飛び級対象者は、第5条に規定する賞罰審査部会において、審議の上、決定する。

3 飛び級の期間は、表彰された年度の翌年度1年間とする。

4 飛び級は、次の各号により行う。

(1) 指名競争入札の業者選考において1等級上位の選考対象に加えること。

(2) 一般競争入札において1等級上位の入札への参加申請を可能とすること。

(事務)

第11条 表彰に係る事務は、契約管理課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、釧路市建設協議会主宰部長（総務部長）が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成27年3月20日から施行する。